

資料1-4

消費者への普及啓発と適正排出の 促進について

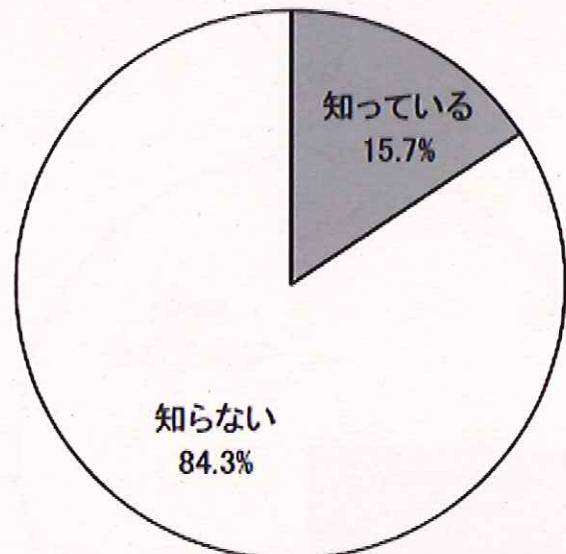
小型家電リサイクルに関する 消費者意識調査について

消費者意識についてのアンケート調査①

小型家電リサイクル制度の認知度等の把握や今後の普及策の検討等を目的として、小型家電リサイクル制度に対する消費者意識についてアンケート調査を実施。

(調査時期) 平成25年12月 (調査対象) インターネットアンケートモニタ (サンプル数) 59,919サンプル

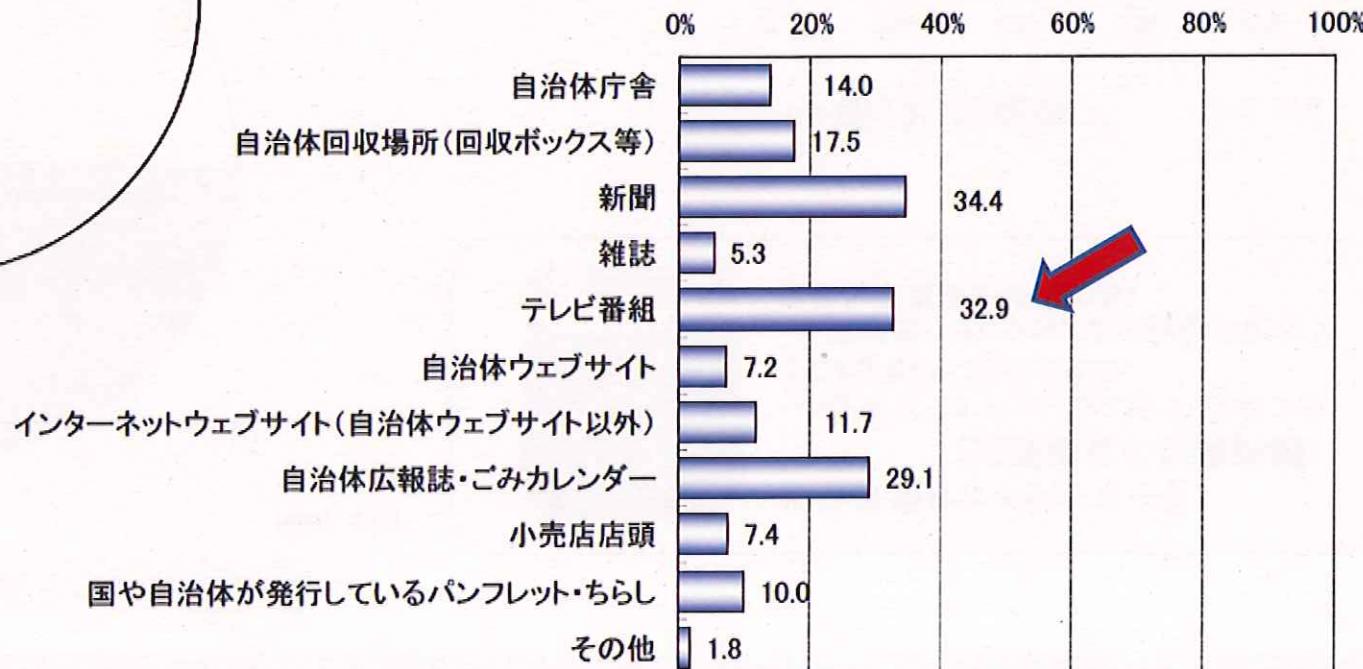
小型家電リサイクル法の認知状況



N=59,919

小型家電リサイクル法を認知した媒体

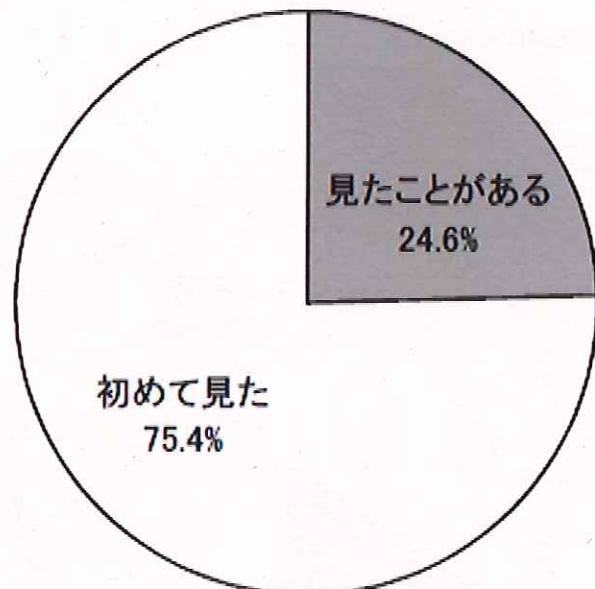
N=9,428



消費者意識についてのアンケート調査②

小型家電リサイクル法マークの認知度

N=9,428

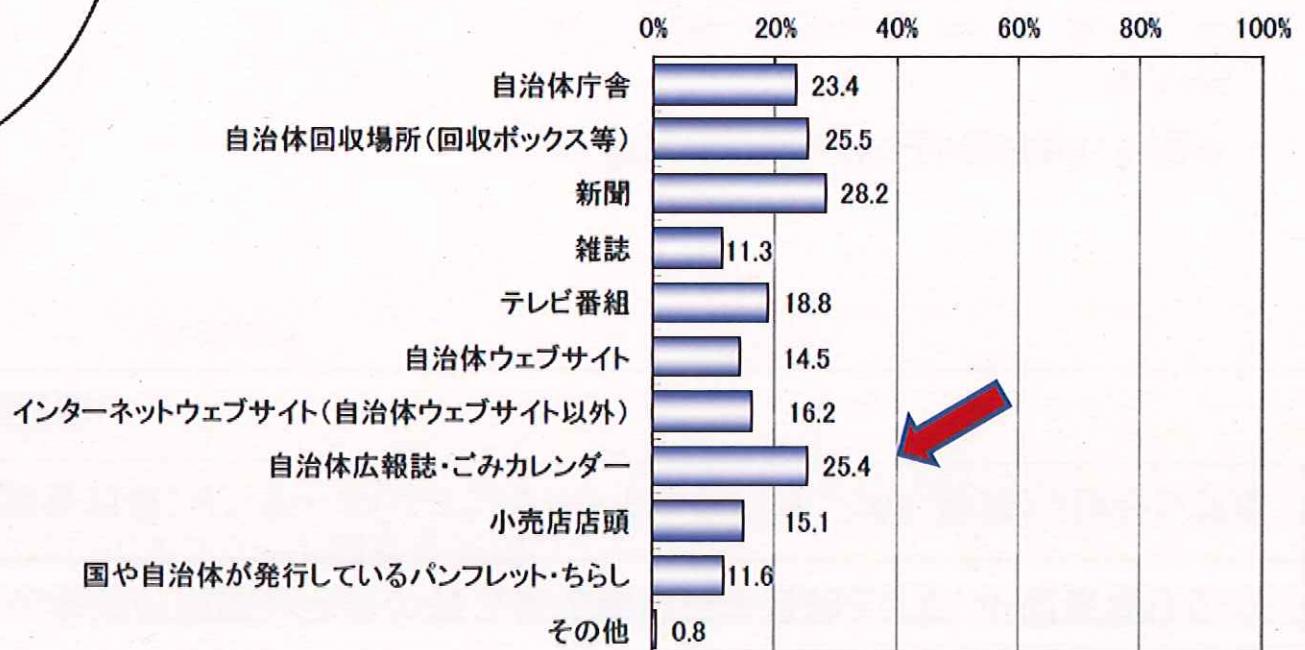


小型家電リサイクルマーク
(※環境省の登録商標)

- ・小型家電リサイクル法に基づく回収であることを明確に伝えるもの。
- ・小型家電リサイクルに取り組む市町村又は認定事業者が利用する。

マークを認知した媒体

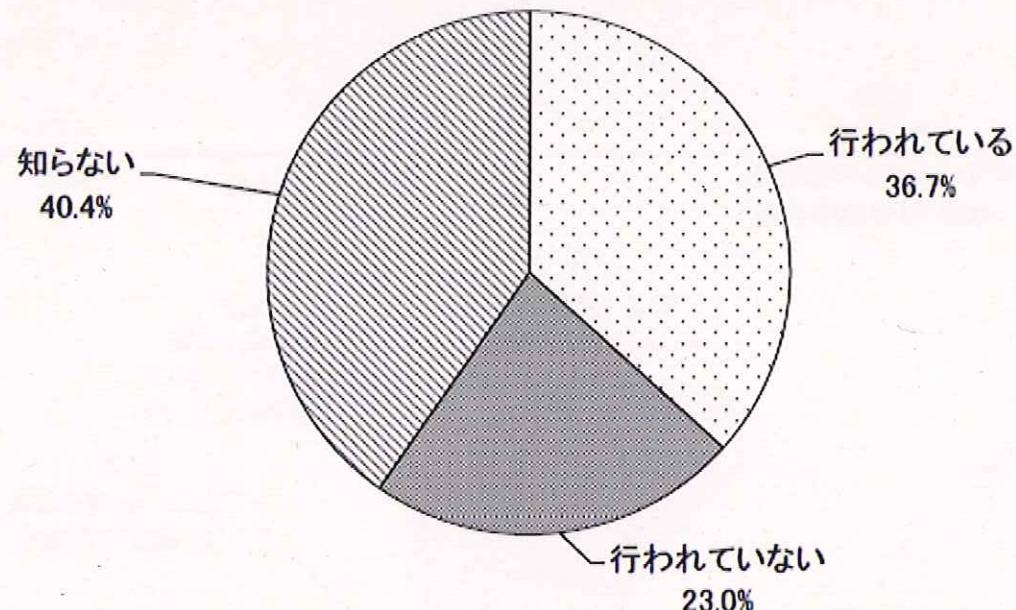
N=2,316



消費者意識についてのアンケート調査③

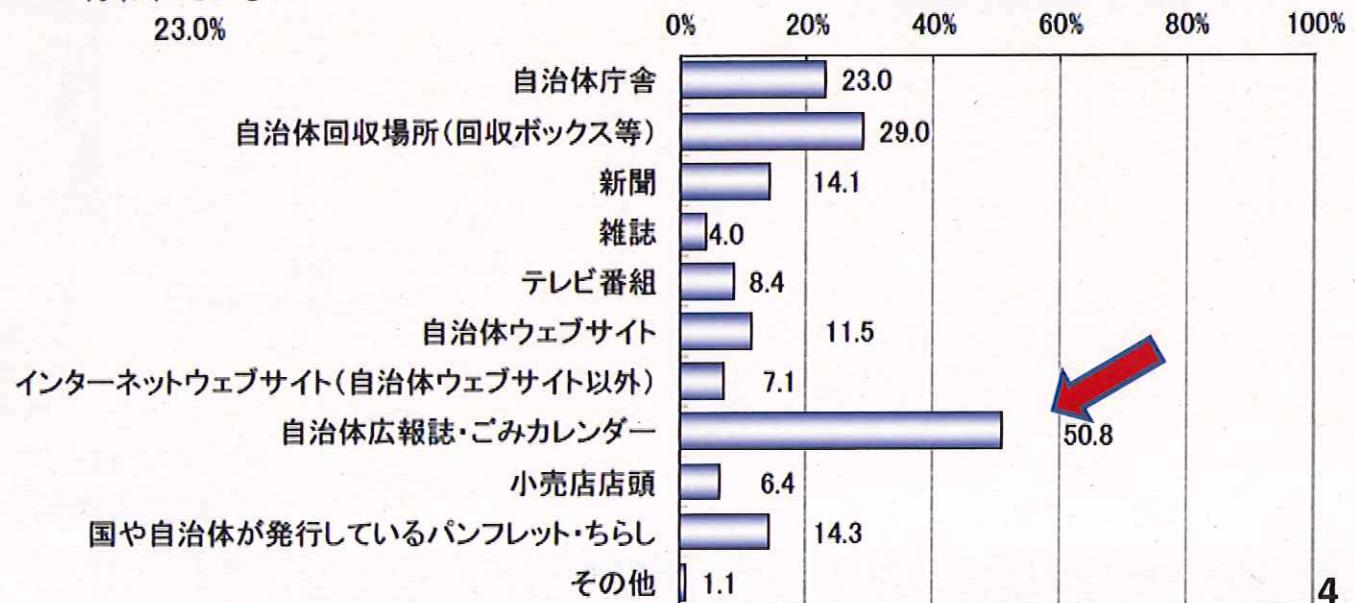
居住自治体における取組の実施有無の認識

N=9,428



居住自治体の取組を認知した媒体

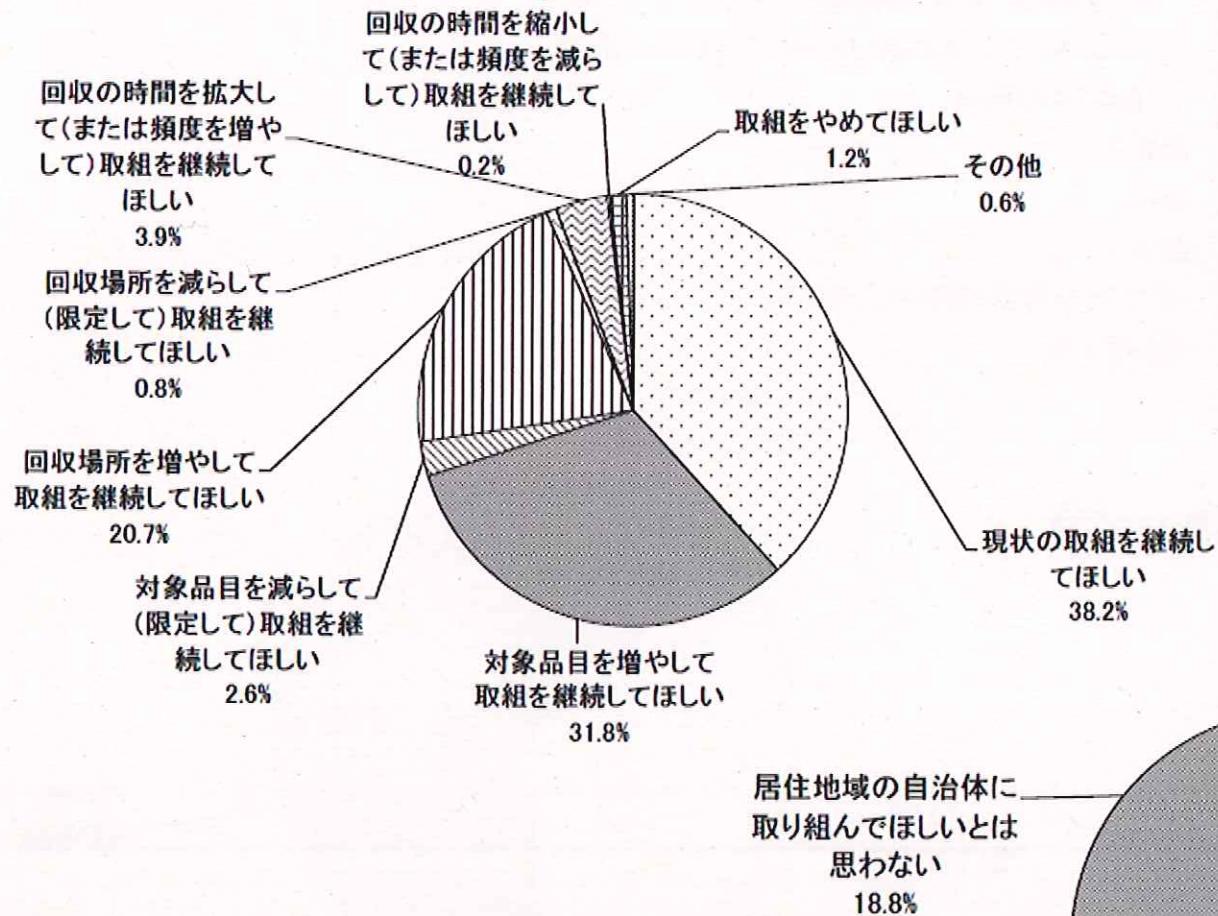
N=3,457



消費者意識についてのアンケート調査④

小型家電リサイクルの取組に対する考え方 (居住自治体で取組が行われていると回答した消費者)

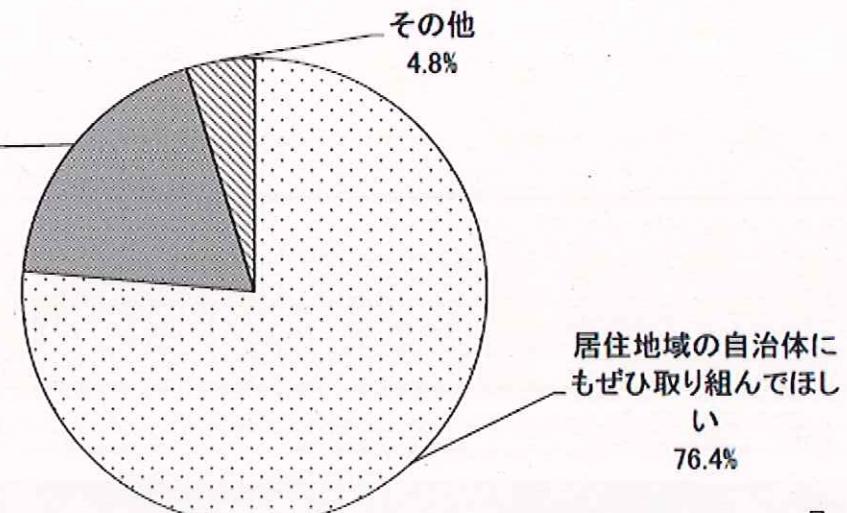
N=3,457



小型家電リサイクルの取組に対する考え方

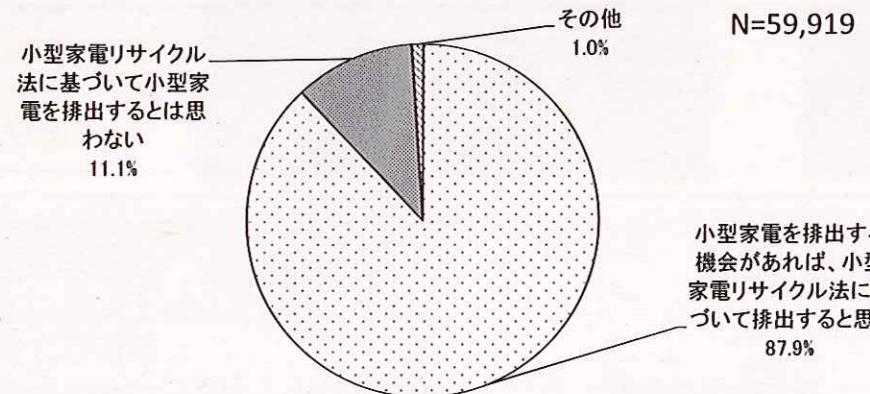
(居住自治体で取組が行われていない、知らないと回答した消費者)

N=56,462

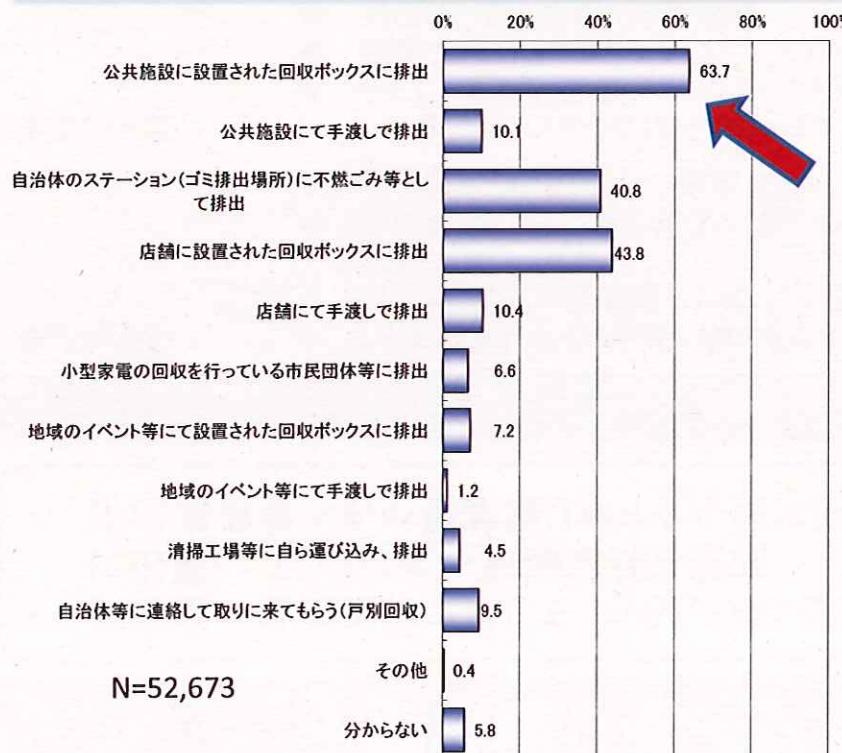


消費者意識についてのアンケート調査⑤

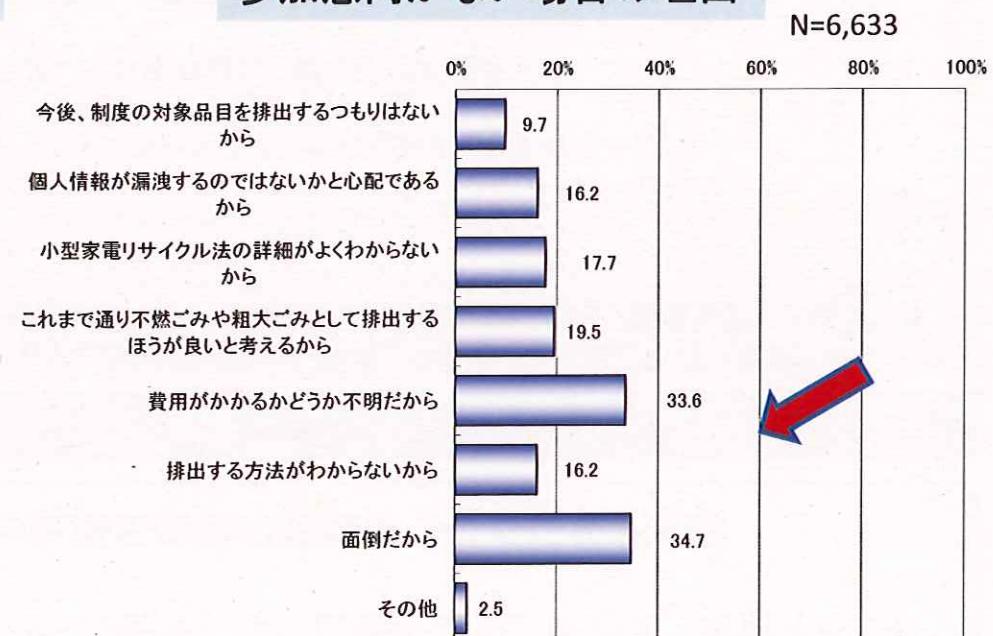
小型家電リサイクル法への参加意向



小型家電リサイクル法へ参加する方法



参加意向がない場合の理由



小型家電リサイクルに係る普及啓発（1/2）

- ・ 消費者へは自治体を通して、ちらし・パンフレットの配布により広報を実施。併せて、環境イベントに出展し、広い世代へ意識啓発を実施
- ・ 排出事業者へも小型家電リサイクル法に沿った適正処理の意義について啓発を実施

内容	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none">・ 「小型家電リサイクル法がはじまります」パンフレット、ポスター作成、全都道府県・市区町村へ配布・ 啓発用動画「小型家電のリサイクルを始めよう！」を、全都道府県・市区町村へ配布。環境省動画チャンネル（YouTube）に掲載・ 全国紙・地方紙、及び雑誌に広告掲載・ 家電量販店でのスポット広告実施
平成25年度	<ul style="list-style-type: none">・ 「小型家電リサイクル法が始まりました！」パンフレット作成、全都道府県・市区町村へ配布・ 『子ども霞が関見学デー』にブース出展、親子向け携帯電話解体教室を開催・ 環境イベント『エコライフ・フェア2013』出展。渋谷区の協力を得て小型家電を回収・ 全国紙、及び雑誌に広告掲載・ 排出事業者向け「小型家電リサイクル法セミナー」を東京と大阪で開催
平成26年度 (予定を含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 環境イベント『エコライフ・フェア2014』出展、小型家電の解体体験を提供・ 地方紙での広告掲載・ 教職員・親子・事業者向け啓発資料の作成・ 小型家電リサイクル法広報戦略検討会・ 排出事業者向け「小型家電リサイクル法セミナー」開催 等



（左：環境省動画チャンネル（YouTube） 中：子ども霞が関見学デー、右：エコライフ・フェア）

小型家電リサイクルに係る普及啓発（2/2）

- パンフレットは自治体を通して配布
 - 新聞広告のほか、生活系雑誌や家電量販店設置フリーペーパーにも広告掲載
 - 適正な排出方法に関する理解を促進するため、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を実施

Q7 どうして廃棄物を出す時に「無許可」の回収業者を利用해서はいけないのか?

A 這を守った道正な品目が廃却できないからです。

廃却料業者によって出された廃棄物が、不正投棄や不正処理された廃棄物が発生されています。ごみの再資源化の合法方法について不正な点は、まずは以下のもので当該行為をお避けください。

① 廃棄料業者による出荷はこのような形があります。
ごみを運送する業者との契約を結ぶと同時に、荷物に付ける「最終廃棄場所届出書」の記入を義務付けます。「最終廃棄場所届出書」は「去留別」の欄では、「本業者」の欄でなければ、本業者の責任を負うことはできません。

このマークは、小型家電を回収している印印です!

Q8 家電4品目のリサイクル方法も変わるもの?

A これまでと変わりません。

テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、洗面器、衣類などの家庭用電化製品は、これまでどおり「家庭用リサイクル法」の対象です。回収方法は、小売業者と異なります。詳しく知らない方は、お問い合わせの際は販売店や販売小売業にお尋ねください。

この他にも、廃電球や電池なども回収対象となります。
ごみを出さないで貯めることで、資源を守ることができます。

小笠原リサイクル

あなたの大切なごみを資源に生まれさせます。

あーたを買って
リサイクルしよう!

この他にも、廃電球や電池なども回収対象となります。
市役所によって回収する品目が異なりますので、詳しくはお住まいの市役所にお尋ねください。

小型家電リサイクル法が始まりました!

おおきな荷物にごめんなさい。

2013年4月から小型家電リサイクル法が施行されました。古電気料金や運送料金等での負担が大きくなっています。料金が取り組むリサイクル制度なので、ぜひご協力ください。

① おまえもドライブして、荷物を運んでやるやうだよ。
② いいや! おまえが運んで、おまえが支払う!
なぜか?
なぜか?
③ おまえも運んで、おまえも支払う!
なぜか?
なぜか?

※回収実績の確認ができる地元販売店へお問い合わせください。
回収方法や回収料金等は販売店の担当窓口にお尋ねください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は?

A ご家庭の電気や電池で動く商品が広く対象となります。



小型家電リサイクル法(左:パンフレット、上:新聞広告)

無許可の廃棄物回収業者対策 (左:地方紙広告、上:ちらし)

Q1 小型家電リサイクル法の対象者?

A ご家庭で使用する洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

Q2 なぜ小型家電を燃やしてリサイクルするのです?

A 燃やすと大変においしい、私たちの環境を汚します。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

Q3 小型家電ってどのように回収されるのです?

A 各自治体の近所などに、はたすかうどくで回収します。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

Q4 どうして廃棄物を出す時に「辦証料」の回収券を活用してはいけないのです?

A 引っ張ったまま運び出しが出来ません。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

ご家庭で、毎日お使いの洗濯機や洗濯乾燥機など、おもな小型家電製品をお持ちになります。

小型家電リサイクル法雑誌広告